

宇治市木造住宅耐震化助成制度

発行：宇治市都市整備部建築指導課

耐震診断士派遣事業

～専門家が訪問！京都府木造住宅耐震診断士が直接チェック～



耐震診断とは、建物が大きな地震に対してどの程度耐えられるかの目安を判定するものです。

【対象となる住宅】以下のすべてに当てはまる住宅が対象です。

- ①昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの
※大阪北部地震で「一部損壊」以上の罹災証明の交付を受けたものも対象です。
- ②木造住宅で、延べ床面積の 2 分の 1 以上を住宅として使用しているもの
- ③自己診断（誰でもできるわが家の耐震診断）の結果、9 点以下のもの

【費用について】

診断費用：無料（耐震診断士の交通費として、別途 3,000 円のみ当日お支払いいただきます）

耐震改修等助成事業

～工事の着手前に申請が必要です～



診断の結果、耐震性が不十分と判定された場合は、地震が起きても建物が倒れにくくなるよう、耐震改修を行いましょう。

【対象となる住宅】以下のすべてに当てはまる住宅が対象です。

- ①昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの
※簡易改修は、大阪北部地震で「一部損壊」以上の罹災証明の交付を受けたものも対象です。
- ②木造住宅で、延べ床面積の 2 分の 1 以上を住宅として使用しているもの
- ③現在、耐震診断の結果が「1.0 未満」と判定されていること（シェルター設置は除く）
- ④市内の耐震化重点エリアにあること（耐震改修 A-I 及び特定除却のみ）
※令和 10 年度までの拡充となります。

【費用について】耐震改修（設計・工事）に要した経費について、以下の補助が受けられます。

メニュー	内 容	補助額（上限）
耐震改修 A-I	評点を 1.0 以上とする工事 重点エリアのみ	経費の 100% 最大 172.5 万円
耐震改修 A-2	評点を 1.0 以上とする工事	経費の 80% 最大 115 万円
耐震改修 B	評点を 0.7 以上とする工事	経費の 80% 最大 100 万円
簡易改修	屋根の軽量化など	経費の 80% 最大 40 万円
特定除却	建替除却の場合 重点エリアのみ	経費の 80% 最大 40 万円
(空き家を除く)	除却のみの場合 重点エリアのみ	経費の 23% 最大 40 万円
シェルター設置	構造上既存建物と一体とならないもの	経費の 75% 最大 30 万円

※過去に補助を受けた方でも、現在の評点が 1.0 未満の場合、耐震改修補助を受けられる可能性がありますので、事前にご相談下さい。

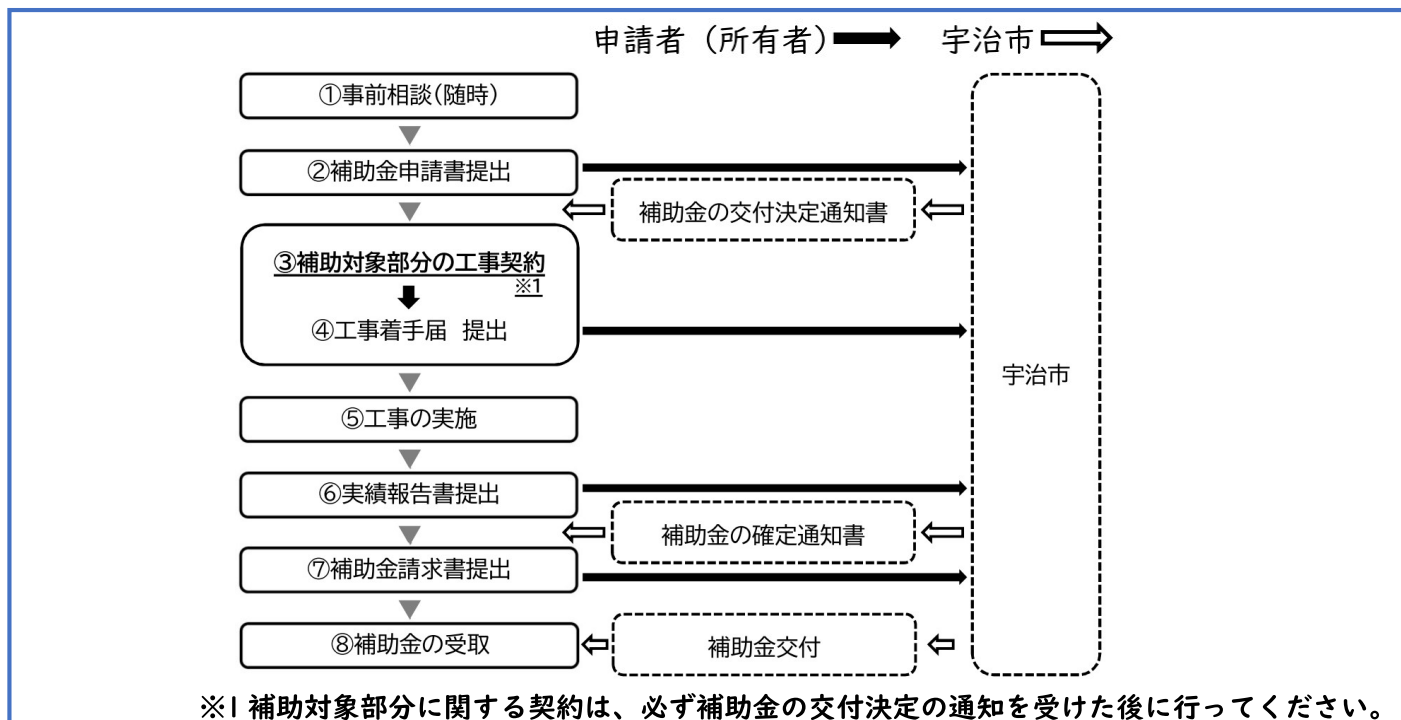
※空き家の除却工事については、別に補助制度がありますので住宅課空き家対策係（21-0418）までご相談ください。

※シェルター設置は、耐震改修又は簡易改修を実施したものは対象となりません。

*詳しくは、宇治市役所建築指導課へお問い合わせください。

宇治市役所・建築指導課 TEL 0774-20-8794 / FAX 0774-21-0409

○耐震改修等助成事業 ～補助金申請の流れ～

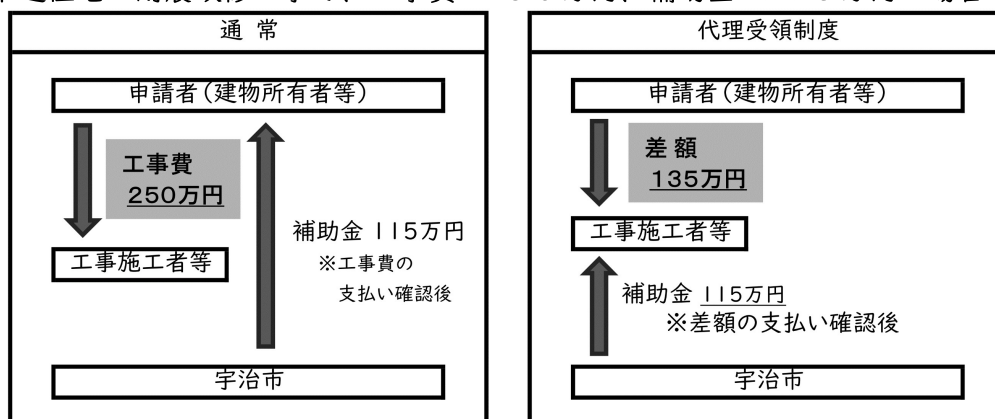


○代理受領制度

申請者（建物所有者等）との契約により耐震改修工事等を実施した者（工事施工者等）が、申請者からの委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度です。

この制度を利用することにより、工事費等と補助金との差額分のみを用意すればよくなり、当初の費用負担が軽減されます。

〈木造住宅の耐震改修工事で、工事費 250 万円、補助金 115 万円の場合を例示〉



○その他のご相談窓口

【専門家による耐震相談】

京都府内の建築関係の公益法人では、建築の専門家が耐震についての相談に応じます。

- （一社）京都府建築士事務所協会 Tel 075-334-5277
- （一社）京都府建築士会 Tel 075-211-2857
- （一社）まちと人のセーフティーネット Tel 075-551-6615

【公的機関による融資制度】

京都府による融資制度のほか、独立行政法人 住宅金融支援機構による耐震改修融資制度があります。

- リフォーム融資 住宅金融支援機構 お客様コールセンター Tel 075-334-5277
- 京都府住宅改良資金融資（21 世紀住宅リフォーム資金）

京都府建設交通部住宅課計画担当 Tel 075-551-6615